

注 文 書

- 1 契約番号 2026000087
- 2 件 名 自家用電気工作物保安管理業務（岩出山地域福祉センター）
- 3 場 所 大崎市岩出山字下川原町１００番地８ 外
- 4 期 間 令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで
- 5 別添書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書
- 6 担 当 課 大崎市岩出山総合支所市民福祉課

自家用電気工作物保安管理業務(岩出山地域福祉センター)仕様書

1 業務実施場所

大崎市岩出山地域福祉センター
大崎市岩出山字下川原町100番地8 外

2 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

3 電気工作物の容量等

受電設備容量(kVA) 650
受電電圧(V) 6,600

4 業務内容

(1) 定例業務

ア 月次点検は絶縁監視装置を設置して2か月に1回、年次点検は年に1回、必要の都度臨時点検を行い、巡視点検、測定及び試験の結果、経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは必要な指導及び助言を行うこと。

イ 年次点検は、大崎市岩出山地域福祉センター、感覚ミュージアム、岩出山保育所の業務に支障のないように行うこと。

ウ 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等を指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止の為とるべき措置を指導又は助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。

エ 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

(2) 定例外業務

他から移動して非常用予備発電装置を設置する場合は、検査及び指導を行うこと。

(3) 官庁手続きに関すること

自家用電気設備に関する必要な手続きを行うこと。

5 支払条件

年2回払い

6 入札金額

入札金額は委託業務期間に掛かる総額（消費税抜き）を記載すること。

7 雇用について

本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

8 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

8 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、協議の上定める。

参考明細書

自家用電気工作物保安管理業務（岩出山地域福祉センター）

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
電気工作物保安管理業務		36.0	月			
受電設備容量・電圧	650kVA 6,600V					
定例業務						
月次点検	隔月（6回/年）					絶縁監視装置設置
年次点検	年 1 回(3年のうち1回 停電・2回無停電)					
臨時点検	必要の都度					
計						
消費税相当額	10.00%					
合計						